



日本共産党  
北茨城市委員会  
磯原町豊田1030-2

毎週 日曜日 発行

市議団  
ニュース

ご相談は  
お気軽に  
市議会議員  
福田 明  
43-0468  
市議会議員  
鈴木やす子  
42-2462

週来よ  
茨城  
→ 福島

# 核兵器の廃絶めざして 一歩一歩

第51回国民平和大行進「北海道〜東京、太平洋コース」

核兵器の廃絶を訴えて全  
国津々浦々から広島・長崎  
をめざす「国民平和大行進」。

北茨城市を通る太平洋コー  
スは、北海道の礼文島を5  
月に出発し、現在東北を縦  
断中で、6月25日に福島県  
から茨城県に引き継がれま  
す。翌26日、朝9時半に大  
津港駅前を出発して市内各

所を歩き、夕刻に日立市役  
所前にて引き継ぎます。

米国のオバマ大統領が「核  
兵器のない世界を追求する」

と宣言し、非同盟国のほか  
核保有国の政府や閣僚から  
も核兵器廃絶の声があがっ  
ています。日本の被爆者が  
先頭になって叫び続けた「原  
水爆禁止」が、世界の声と

なりつつあります。

そうした動きのなかで、

今年51周年となる平和行進  
が取り組まれています。平  
和を願う個人、労働組合や

生協の代表、市民団体など  
の人たちとともに、共産党  
市議団も参加します。

この行進には、どなたで  
も参加できます。一歩でも  
二歩でも、この壮大な運動

に加わってみませんか。募  
金と署名へのご協力もよろ  
しくお願いいたします。



昨年の平和行進。(08/06/27、日立市内)

## 【特別決議】

北朝鮮は5月25日、国連決議や6カ国協議  
共同声明、さらには日朝平壤宣言に反して、  
2回目の核実験を強行した。

このような北朝鮮の行動は、我が国を含む  
地域の平和と安全を脅かすものであり、極め  
て憂慮すべきものである。

度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制  
に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国と  
しては、決して容認できるものではない。

北茨城市議会は、この暴挙に対し、強く抗  
議する。

政府においては、国際社会と協調し、北朝  
鮮に対して核兵器開発の中止と核の放棄を求  
めるため断固たる行動をとるよう強く求める。  
以上、決議する。 平成21年6月12日  
北茨城市議会

北朝鮮の核実験に抗議の緊急決議 験の強行  
に対して、  
6月議会の最終  
日、北朝鮮の核実  
全会一致で特別決議を採択  
しました。

# 農地と地域農業をまもれ

## 「農地法」請願の採択を主張

6月市議会に提出されていた「農地法の「改正」に  
反対する請願」は、産業委員会および本会議をつうじ  
て不採択とされました。これに対し、その採択を主張  
した鈴木やす子市議の討論要旨を報告します。

今回の「改正」は、地域  
に住み耕作する者に所有を  
認めている「耕作者主義」  
をやめ、外資系を含む一般  
企業にも農地利用を認める  
という内容で、制度を根本  
から変えるものです。

政府は、耕作放棄地の広  
がりやを強調しています。し  
かし、際限ない輸入自由化  
など、農家経営を成り立た  
なくしてきたのは歴代の自  
民党農政です。

企業がもつ効率化のノウ  
ハウで食料増産が進むかの  
ような意見もありました。  
しかし、農外から参入した  
企業の実態は多くが赤字で、  
撤退しているところも少な  
くありません。オムロンや  
ユニクロといった有数の企  
業が、最先端の農業経営と  
もてはやされながら数年で  
撤退したのも、農業のきび  
しさと企業経営の無責任さ  
を物語っています。  
地域の共同の財産でもあ

る農地を、目先の利潤追求  
が第一の農外企業に無制限  
に明け渡すことは、農業の  
活性化どころか、重大な混  
乱と障害を持ち込むものに  
なるという懸念は大きくな  
るばかりです。  
国の農政にいま求められ

## 「協同労働の協同組合法(仮称)」 の速やかな制定を求める陳情

表題にある趣旨の陳情が  
市議会に提出され、全会一  
致で採択されました。

地域の問題は、みずから  
地域で解決しようとするNPO  
やボランティア団体など、  
多様な非営利組織が活動し  
ています。これらのひとつつ  
である「協同労働の協同組  
合」は、働く者が出資しあ  
い、全員参加の経営で仕事  
をおこなう組織であり、「働  
くこと」を通じて「人と人  
のつながりを取り戻し、コ  
ミュニティの再生を目指す」

るのは、条件不利の土地を  
含めて大小多様な農家が、  
そこで暮らし続け、農業を  
営める条件を整えることで  
す。それと地域の努力が結  
びついてこそ耕作放棄の解  
消もすすむのであり、「適正  
に利用する責務」があるな  
どとする条文だけでは、問  
題の解決にはなりません。  
農業を地場産業とし、そ  
の活性化に努力しているこ  
の北茨城市において、耕作  
者主義をしっかりと規定し  
ている「農地法」を守れと  
いう声を大きく上げるべき  
ものと考えます。

## 採択

活動を続けています。  
陳情では、だれも  
が希望と誇りを持って、  
人とのつながりや社会との  
つながりを感じる働き方と、  
これに基づく協同労働の協  
同組合は、市民事業による  
市民主体のまちづくりを創  
造するものであり、働くこ  
と・生きることに困難を抱  
える人々自身が、社会連帯  
の中で仕事をおこし、社会  
に参加することに道を開く  
ものと強調しています。  
そうした団体の根拠法な  
ど法整備を求める陳情で、  
国会でも超党派で取り組ま  
れています。